

平成30年(2018年) 度高等学校等予約奨学生出願のしおり

山口県ひとづくり財団奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献しうる人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な本県の生徒・学生に対し、奨学金の貸与業務を行っています。

平成30年度高等学校等予約奨学生を下記により募集します。

なお、今回の募集は予約奨学生のみですが、高等学校等入学後にも奨学生の募集を行います。

〈出願資格〉

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校 中学部を含む)の第3学年に在学し、平成30年4月に山口県内の高等学校等(高等学校全日制、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程を含む。以下、高等学校等という。)へ進学を希望する人。
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる人。
- 3 他団体等の貸与型奨学金を受けない人。

〈募集期間・貸与月額(予定)・貸与期間等〉

区 分		貸与月額 (円)		募集期間	貸与期間
国 公 立 高 等 学 校	一 般	一 般	18,000		
		寮・下宿	24,000		
	離 島	一 般	24,000		
		寮・下宿	29,000		
	遠 距 離 ① ※1	24,000			
遠 距 離 ② ※2	30,000				
私 立 高 等 学 校	一 般	一 般	30,000	9月30日 まで	学校が定める 修 業 期 間 (4月分から貸与)
		寮・下宿	35,000		
	離 島	一 般	36,000		
		寮・下宿	41,000		
	遠 距 離 ① ※1	35,000			
遠 距 離 ② ※2	41,000				

※1 遠距離①とは1か月の定期券の運賃が10,000円を超える場合で、遠距離②とは同じく20,000円を超える場合です。

※2 離島在住で、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」でなく「一般」を適用します。

〈出願の手続〉

出願に必要な書類は次のとおりです。学校長を経由して提出していただきますので、それぞれの学校の締切日までに提出してください。

①予約奨学生願書 ②予約奨学生推薦調書 ③承諾書 ④作文 ⑤添付書類(記入上の注意)3参照

①～④のこれらの書類はまとめて各学校に送付しますので、学校に申し出てください。

なお、④作文については、「高等学校等に入学して取り組みたいこと」、「私の将来」等について別添原稿用紙(200字程度)に記述して提出してください。

〈記入上の注意〉

- 1 予約奨学生願書
記入もれのないように書いてください。特に、家庭状況欄は必ず本人を含めて全員記入してください。
- 2 予約奨学生推薦調書
在学している学校が作成します。

- 3 添付書類(市役所・町役場で交付を受け添付する。)
 - (1) 平成28年分所得証明書(家族全員分)
 - (2) 住民票(家族全員分)・・・本籍及び個人番号を記載しないもの

〈予約奨学生採用者の決定〉

- 1 予約奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、予約奨学生採用者を決定します。
- 2 採否の結果については、学校を經由して平成29年12月に通知します。

〈本採用の手続〉

- 1 予約奨学生採用者は、平成30年4月高等学校等へ入学後、「進学届」、「誓約書」、「奨学金借用証書」及び「委任状」等を学校の定める日までに、学校を經由して提出してください。
- 2 上記1の「奨学金借用証書」については、連帯保証人が2人必要（1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに独立して生計を営む有職者で、返還に責任を負うことのできる65歳以下の成人であること。父と母の両方が連帯保証人にはなれないこと。）で、必ず2人の印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 次の各項のいずれかに該当する場合は、本採用になりません。
 - (1) 所定の書類を提出期限までに提出しなかったとき
 - (2) 進学するまでの間に、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があったとき

〈奨学金の貸与〉

- 1 本採用者への奨学金の送金は、学校（受領を委任された校長）を通して行います。初回送金は4～5月分を5月中旬にまとめて学校に送金する予定です。
- 2 奨学生を辞退したとき又は他団体等の奨学生に採用されたときは、本財団の奨学生の採用を取り消します。
- 3 奨学生が休学したときは貸与を「休止」し、学業成績等が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったとき等の場合は、貸与を「廃止」します。

〈奨学金の返還〉

- 1 返還計画書
奨学金は学資として貸与されるものですから、貸与終了後(卒業・辞退等)は必ず返還しなければなりません。卒業前に奨学金返還計画書(4枚複写)に必要事項を記入の上、期日までに提出してください。
- 2 返還の方法及び期間
 - ① 奨学金の返還は、卒業後6か月間据え置いてから、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、貸与された全額を均等に返還することになります。
 - ② 高等学校奨学金の返還期間は、貸与を受けた期間の3倍の期間内となります。
 - ③ 高等学校及び大学を通して貸与を受けた場合の返還期間は、大学の貸与期間の4倍の期間に高等学校の貸与期間を加えた期間になります。
- 3 返還猶予
進学、疾病その他正当な理由で奨学金の返還が困難になったときは、願い出によって進学等の場合は在学期間、疾病その他の場合は原則として1年間返還を猶予します。
- 4 延滞利息
奨学金は定められた返還期限までは無利子ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から、残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

〈その他〉

※ 不明な点がありましたら、中学校又は奨学センターに遠慮なく問い合わせてください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内
公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター
電話 (083) 933-4770